



## 🌟いきいきサロン事業登録

Q.① サロンの登録はどうしたらよいですか？

A. いきいきサロン事業登録申請書と登録者票およびサロン保険加入申込書を記入して提出してください。

1.代表者等

サロン名・実施場所・代表者の名前、住所、連絡先等記入します。

2.参加人数

「区分」の欄は、3区分に分かれています。

65歳以上、65歳未満(高校生以上～64歳まで)、中学生以下となっています。

3.年間実施計画

年間計画を記入してください。レクリエーションや健康体操、講師派遣(年3回)を利用して保健師や警察の講話を聞くなど、何をしなければならないという決まりはありません。皆さんの自主運営です。

サロンと地区の行事は別として考えてください。

(盆踊りや体育祭などの集まりはサロンと考えません)

年間実施計画はあくまでも計画ですので、事情で変更してもかまいません。

Q.② サロンの登録は誰でもいいのですか？

A. はい。ただし、市内に住んでいる方にかぎります。

3名以上の登録があればサロンを開催することができます。



Q.③ 参加者を追加登録したいのですが？

A. いつでも追加登録できます。

「いきいきサロン登録者票およびサロン保険加入申込書」に新規参加者を記入して提出してください。

Q.④ サロン保険に加入しなければいけませんか？

A. いいえ、保険の加入は任意です。

しかし、万が一のことを考え、掛け金も安価のため加入されることをお勧めします。  
追加登録した人も加入できます。

## ✧いきいきサロン事業実績報告書兼助成金申請書

Q.⑤ 開催回数はどのように数えたらいいのですか？

A. 毎年4月からを第1回とします。 (例)

ただし、月に数回開催するサロンは、  
そのうちの1回のみが助成金の対象となります。

4月開催・・・第1回
5月開催・・・開催なし
6月開催・・・第2回
7月開催・・・第3回

Q.⑥ 参加者数の書き方は？

A. 参加者全員の男性・女性それぞれの人数を記入してください。

「区分」は「65歳以上、65歳未満（高校生～64歳まで）、中学生以下」の  
3区分に分かれています。

※参加者に記入する人数はサロンの登録者のみです。  
講師や登録されていない民生委員などは数えません。

Q.⑦ 活動内容の欄はどう記入すればいいのですか？

A. 内容は、社協に講師派遣依頼をした場合のみ「講師派遣（あり）」に○を付けて  
ください。自主活動は、記載された中から選び、その他の活動であれば（ ）内  
に記入してください。感想は、楽しかったこと、良かったこと、反省することな  
どを含めて記入してください。

Q.⑧ 助成金申請額はどちらで申請するのですか？

A. 一人「100円」の場合、「200円」の場合、食推協利用の場合があります。

●「200円」の場合・・・サロンで調理し、会食または持ち帰った場合です。

当日、市販品以外で2品以上の調理が対象となります。

●「100円」の場合・・・上記以外（金額の上限はありません。参加人数×100円）

調理をせず、お茶菓子のみ・弁当折のみ・持寄り物・外食するなど。

●「食推協利用」の場合・・・100円の助成を受けることができます。

（調理をしなかった場合のような、助成金の上限はありません）

Q.⑨ サロン開催日の参加人数が何名以上で、助成金申請はできるのですか？

A. サロンの開催は、3名以上の参加と規定されているので、3名以上の参加者が  
いれば、助成金申請は可能です。



Q.⑩ 調理内容（献立）の欄はどう記入すればいいのですか？

A. 調理した場合は献立を全て記入してください。

☆ 社協は、調理することを通じて手を使い、作り方や味付け、盛り付けについての話をするという「手間隙かけること」を大切にしたいと考えています。この趣旨を理解いただき、200円の補助を受けようとするときはインスタント的なものにならないようお願いします。

## ✦その他

Q.⑪ サロンは年に12回実施しなければいけないの？

A. サロンは、何回行ってもかまいません。農繁期や病気などで参加者が少ない場合や感染症予防等で実施できない月もあると思いますが、できるだけの開催をお願いします（「介護予防・健康維持・つながり作り」のためにも、年8回以上の開催をめざしましょう）。

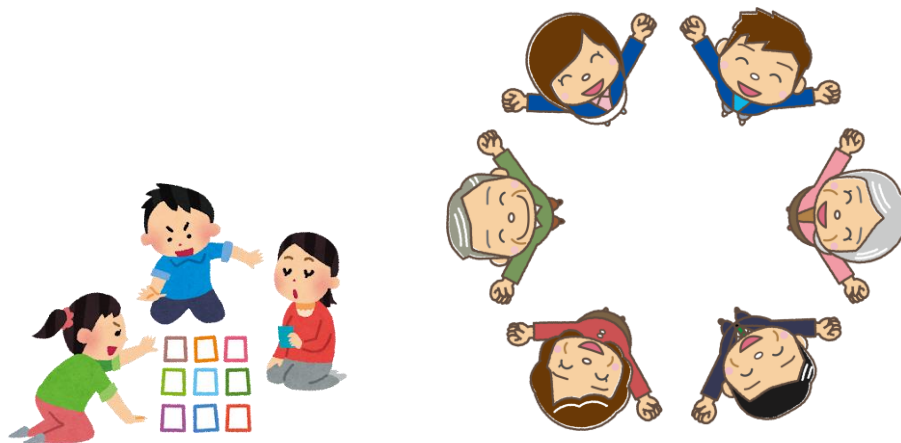
厚生労働省も、「コロナに気をつけ、地域の集い場でココロもカラダも健康に！」と、集い場の大切さを伝えています。

Q.⑫ 市や社協が主催の研修会や講演会等に参加をした場合、サロン報告として提出しても良いのでしょうか？

A. サロンは継続的・主体的に事業を企画立案し実施するようにと要綱にありますので、該当しません。ただし、サロン独自で企画した研修会等は対象となります。

Q.⑬ 複数のサロンで合同開催した場合は、サロン報告として提出しても良いですか？

A. 報告可能です。助成金の対象となります。



サロン交流会♪

Q.⑭ サロン講師を利用したいのですが・・・？

A. 社協は、サロンの講師派遣事業を行っていますので、講師を利用したい時は、社協に連絡してください。講師は目的に応じて、社協が調整します。

(サロンから講師の指名はできません)

※サロン講師メニューを参考に内容を検討することもできます。

※講師の依頼は年3回まで利用できます。謝礼は必要ありません。

※市の保健師は講師の回数にはふくみません。



Q.⑮ レクリエーション用具を貸してほしいのですが・・・？

A. 社協で所有しているものをお貸しします。

サロンが終わったら、なるべく早く返却してください。



◆レクで脳トレ 介護予防  
◇楽しく食事 良く噛んで  
◆たくさん笑って 心に栄養



その他、ご不明な点がございましたら、

最寄りの社協まで、お気軽にご連絡ください。